

別記 2-1

地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型） 地域資源活用・地域連携推進支援事業

第 1 定義

- 1 本事業において「地方農政局長等」とは、事業実施地域が所在する都道府県ごとに、それぞれ以下の者をいう。
 - (1) 北海道 北海道農政事務所長
 - (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
 - (3) (1) 及び (2) 以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長
- 2 本事業において「付加価値額」とは、経常利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。

第 2 事業内容等

- 1 本事業は、農山漁村において新たな事業・雇用機会を創出する地域資源を活用した付加価値の創出に必要な取組を支援するものであり、事業内容、交付率及び助成額の具体的な内容は、別表 1 の定めによるものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、別表 1 の事項 1 から 4 までのいずれか 1 つ、あるいは複数の取組を実施するものとする。
- 3 本事業の事業実施期間は、上限 2 年間とする。
- 4 別表 1 の事項 1 から 3 までの取組にあつては、事業の実施と併せて取組に必要な設備・機器の導入を実施することができるものとする。

第 3 成果目標及び目標年度

- 1 本事業の成果目標は、地域資源を活用した取組により、事業者の付加価値額及び売上高を事業実施前年度と比較して増加させることとする。

また、事業実施主体が市町村または市町村協議会の場合、本事業に係る付加価値額及び売上高を把握することができ、成果目標に寄与する構成員の数値を用いて設定すること。

なお、別表 1 の事項 4 については、上記に代えて、付加価値向上を図るための研究の実施において定量的な成果を創出することを成果目標とすることができるが、本事業により得られた研究成果は、農林水産省及び事業実施主体のホームページ等で公表することを要件とする。
- 2 本事業の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第 4 実施基準等

- 1 地域要件

本事業において交付金の対象となる取組は、原則として以下のいずれかの地域（以下「対象地域」という。）において行われる取組とする。

- (1) 特定農山村地域
- (2) 振興山村
- (3) 過疎地域
- (4) 半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄地域
- (7) 奄美群島
- (8) 小笠原諸島
- (9) 特別豪雪地帯
- (10) 指定棚田地域
- (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (12) 中山間地域
- (13) 農業振興地域
- (14) 漁業集落

2 事業実施主体

本事業における事業実施主体は、別表 1 及び次の（１）から（４）までの定めによるものとする。

- (1) 事業実施主体が市町村である場合は、当該市町村が市町村協議会（地域資源活用・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの。以下同じ。）を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。
- (2) 事業実施主体が市町村協議会である場合は、当該協議会を組織する市町村が市町村戦略を定めていること。
- (3) 事業実施主体が市町村協議会の構成員である場合は、第 5 の 2 の（１）で策定する事業実施計画に記載された事業の内容が、市町村戦略に基づいて行われる取組であること。
- (4) 事業実施主体が農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員又は特認団体である場合は、多様な事業者による連携体制（以下「ネットワーク」という。）を構築済みであること又は構築することが見込まれること。なお、当該ネットワークは事業実施主体を含む 3 者以上を構成員とし、農林漁業者等を必ず含むものであること。

3 事業の採択基準

- (1) 別表 1 の事項 1 の取組において新商品開発を行う場合にあっては、次のア及びイを満たすものであること。

ただし、施設給食（別記 2-2 の第 2 の 1 の（3）の「施設給食」をいう。以下同じ。）及び介護食品の取組にあっては、アに代わり、ウを満たすものであること。

ア 対象地域に賦存する農林水産物等（対象地域において生産された農林水産物及びこれを原料として製造された加工品をいう。以下同じ。）を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

ウ 対象地域に賦存する農林水産物等を活用し、かつ、施設給食の利用者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、主要原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について、事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

- (2) 別表 1 の取組において試験販売を実施する場合にあっては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により事業実施期間中に収益が発生した場合には、本事業に要した経費から当該収益を差し引いて交付金の額を確定させるものであること。

ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

- (3) 別表 1 の事項 1 から 3 までの取組において、事業の実施に必要な設備・機器の導入を実施する場合にあっては、次のア及びイの要件を全て満たすものであること。

ア 事業実施計画において設備・機器の利用計画（以下「利用計画」という。）を作成していること。また、設備・機器が事業の用途に必要なかつ適切な規模であること。

イ 事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり設備・機器の利用及び管理がなされると認められること。

第5 事業の実施手続等

1 事業実施主体の選定

事業実施主体から提出された事業実施計画について、第6に基づき配分を行い、予算額の範囲内でポイントが上位の事業実施主体を選定する。

2 事業実施の手続

(1) 事業実施計画の策定について

ア 事業実施計画の策定

事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、別紙様式第1号により、事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 事業実施計画策定の留意事項

事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) アで策定する事業実施計画に記載された事業内容について、自己資金若しくは他の助成により実施中の取組又は既に終了した取組と重複する取組が含まれる場合にあっては、当該重複する取組は交付対象外とする。

(イ) 事業実施主体は、事業目的に対し過剰な取組を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めること。

(ウ) 人件費を計上する場合には、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

ウ 特認団体申請書の提出

特認団体として事業実施主体になろうとする場合にあっては、事業実施計画の提出の際、併せて別紙様式第2号により特認団体申請書を作成し、都道府県知事に提出すること。

エ 「みどりチェック」チェックシートの作成等

事業実施主体は、別紙様式第1号の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画に添付して都道府県知事へ提出するものとする。

また、実績報告の際は、別紙様式第1号の「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認し、当該チェックシートを交付等要綱第21の実績報告書に添付して都道府県知事へ提出するものとする。

複数年事業の場合、都道府県知事への提出は、取組初年度の提出を基本としつつ、すべてのチェック項目の確認を初年度に行うことが難しい場合には、事業完了までのできるだけ早い時期に提出するものとする。

なお、農林水産省は、チェックシートを提出した者から抽出して、実際の環境負荷低減の取組状況について確認を行うこととする。

当該チェックシートの作成に当たっては、次の表の上欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、同表の下欄に掲げる様式を使用することとするが、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで前項の手続きを省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のとおりとする。

- (ア) JGAP（農産・畜産）
- (イ) ASIAGAP
- (ウ) GLOBALG. A. P.
- (エ) 国際水準GAP ガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県GAP（ただし、農産のみ。）
- (参考)

対象となる都道府県GAP は、下記の農林水産省のウェブサイトに掲載しているので、参考とされたい。

○国際水準GAP ガイドラインに準拠したGAP

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

事業実施主体の区分	様式
農業者	別紙様式第1号（別添1）
畜産業者	別紙様式第1号（別添2）
林業者	別紙様式第1号（別添3）
漁業者	別紙様式第1号（別添4）
食品関連事業者	別紙様式第1号（別添5）
その他民間事業者等	別紙様式第1号（別添6）

(2) 都道府県計画の策定及び協議

ア 都道府県知事は、(1)に定める事業実施計画を踏まえ、別紙様式第4号により都道府県計画を策定し、これを別紙様式第3号と併せて地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。ただし、都道府県計画は、次の各号に該当しないものであることとする。

- (ア) 採択基準を満たしていないもの
- (イ) 第6及び別表2の配分基準に基づいて都道府県がポイントを与えた後、事業実施計画の変更等の事由により、当初与えられたポイントが配分対象となった事業実施計画の最低ポイントを下回ることとなったもの

イ 都道府県知事は、アに定める都道府県計画に特認団体の認定を受けようとする事業実施主体が含まれている場合は、当該都道府県計画に、別紙様式第2号の写しを添付して地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

ウ 事業実施主体が、北海道にあって、交付等要綱第5の1により本事業を含む複数の事業を実施する場合にあっては、北海道知事は、ア及びイに関わら

ず、道計画及び特認団体認定申請書を農村振興局長に提出してその内容を協議するものとする。

ただし、交付等要綱別表2に定める地域資源活用価値創出対策（創出支援型）及び産業支援型のみを併せて実施する場合は、この限りではない。

（３）都道府県計画の承認

地方農政局長等は、（２）により提出された都道府県計画の内容、対象経費等を審査し、当該都道府県計画が（２）のアの（ア）及び（イ）に該当しないことを確認し、かつ、交付等要綱及びこの要領に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。地方農政局長等は、承認した都道府県計画及び事業実施計画について、別紙様式第5号により速やかに農村振興局長に報告するものとする。ただし、（２）のウに該当する場合にあっては、農村振興局長は、北海道農政事務所長と協議の上、承認するものとする。

（４）年度別事業実施計画の策定及び協議

ア 事業実施主体は、複数年度にわたって事業を実施する場合にあっては、事業の開始年度の翌年度において、1年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第6号により年度別事業実施計画を策定し、4月末日までに都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、提出された年度別事業実施計画が適当であると認める場合にあっては、別紙様式第3号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

イ 地方農政局長等は、提出された年度別事業実施計画が適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとし、別紙様式第5号により速やかに農村振興局長に報告するものとする。

3 事業実施計画及び都道府県計画の重要な変更又は中止若しくは廃止の協議

事業実施計画及び都道府県計画に次の（１）から（５）までに掲げる事由が生じた場合、2の（１）から（３）までの規定を準用するものとする。この場合において、2の（１）のアの規定中「事業を実施するに当たっては」及びイの「事業実施計画の策定に当たっては」とあるのは「事業実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

- （１）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更をいう。）
- （２）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更をいう。）
- （３）事業内容の変更
- （４）事業費の3割を超える増減
- （５）事業実施計画及び都道府県計画の中止又は廃止

4 事業の委託

（１）事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載した上で都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先を決定している場合にあっては、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は相見積りのうち最低価格を提示した者を選定しない場合にあっては、その理由を明らかにした理由書を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第 6 配分基準

1 都道府県配分額の決定

国は、事業実施計画について、農山漁村振興交付金の配分基準について（令和 7 年 6 月 6 日付け 7 農振第 659 号農林水産省農村振興局通知。）（以下「配分基準通知」という。）及び別表 2 に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次の（1）により、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、予算額の範囲内で各都道府県への配分額を決定する。

- (1) 予算額の範囲内で、以下のア及びイにより配分する。

ア 事業実施計画をポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

イ アにより配分した結果、予算額の最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分するものとし、最後の配分可能額が当該事業実施計画の要望額の 8 割を下回る場合においては、配分を行わないものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、各事業実施計画の要望額の小さい順に、事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

- (2) 都道府県に配分した予算の効率的な執行を図るため、（1）による予算の配分に当たり、前々年度の都道府県における交付金の不用額の率（注）が 40% 以上の都道府県に対しては 20% を、不用額の率が 20% 以上 40% 未満の都道府県に対しては 10% を上限として、都道府県ごとの要望額に対する配分額から減額するものとする。
- (3) 都道府県に配分した予算の効果的な執行を図るため、（1）による予算の配分に当たり、都道府県戦略の中で定量的な目標を定めている場合にあっては、前々年度の目標の達成率に応じ、都道府県ごとの要望額に対する配分額に、次に定める率を乗じるものとする。

なお、1 都道府県に評価対象となる目標が複数ある場合は、達成率の平均を

算出して判断する。

また、目標年度の目標のみを定めており前々年度における目標が定められていない場合には、目標年度の目標の数値を戦略の期間で按分した数値を戦略の経過年数に応じ戦略策定前の実績に積み上げたものを目標数値とみなし、その達成率を基に判断する。

達成率	乗率
100%以上	100%
70%以上 100%未満	95%
50%以上 70%未満	90%
50%未満	80%

- (4) ただし、(2) 及び (3) について、自然災害等やむを得ない事情がある場合についてはこの限りでない。

(注) 各都道府県が配分を受けた割当額のうち未執行となった額をいい、配分年度の前々年度における各都道府県の不用額を、当該年度の各都道府県の割当額で除して算定する。

2 配分結果の提示

1 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を提示するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント

3 留意事項

- (1) 1 に従ってポイントを与えられた事業実施計画について、協議後、配分対象となった事業実施計画の最低ポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合において、当該年度及び翌年度において同一の事業実施計画で要望された場合には、当該事業実施計画は 1 による配分の対象から除外するものとする。
- (3) (1) 及び (2) について、地方農政局長等が、自然災害等やむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

第 7 助成

- 1 交付等要綱第 3 の 2 及び別表 1 により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるものとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び

4 需用費	職員旅費) 消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続き等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。）
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等
13 設備・機器等導入費	事業の遂行に最低限必要な設備・機器等の導入及びリース導入費

2 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても所要額に含めることはできないものとする。

- （1）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として支払う経費以外の経費
- （2）拠点となる事務所の借上経費
- （3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（交付等要綱第10の3に基づき交付決定前着手届が提出された場合を除く。）
- （4）交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費

- 税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額
- (5) 市町村職員の人件費
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 8 事業の状況報告

- 1 事業実施主体は、適切な事業執行に努めるとともに、事業の実施年度から目標年度までの間、自ら点検を行った上で別紙様式第 7 号に定める事業実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、これを別紙様式第 1 号と併せて、毎年度の決算から 3 か月以内に、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1 により事業実施主体から提出のあった報告書を基に、当該事業実施主体の成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、1 により事業実施主体から提出のあった報告書を取りまとめた上で、別紙様式第 5 号と併せて、提出のあった次の 10 月末までに地方農政局長等に報告するものとし、2 に規定する指導を行った場合には、指導内容についても合わせて報告するものとする。

また、地方農政局長等は都道府県知事から報告のあった報告書を取りまとめた上で、別紙様式第 5 号と併せて、報告を受けた年度の 11 月末までに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 3 の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4 に規定する指導を行った場合は、当該指導に対する報告を求め、毎年 12 月末までに農村振興局長に報告するものとする。
- 6 事業実施主体は、地方農政局長等から事業に関する調査及び取組状況等について情報の提供を求められたときは応じなければならない。

第 9 事業成果の評価等

- 1 事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行った上で別紙様式第 7 号により評価結果報告書（以下「評価報告」という。）を作成し、目標年度の決算から 3 か月以内に、都道府県知事に提出するものとする。なお、評価報告の作成に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 成果目標の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策を記載すること。

- 2 都道府県知事は、1により提出のあった評価報告において成果目標の達成率が100%未満の場合にあっては、事業実施主体に対して別紙様式第8号により定める改善計画の提出を求めることとする。また、成果目標の達成率が50%未満の場合にあっては、当該事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により提出のあった評価報告を取りまとめた上で、別紙様式第5号と併せて、提出のあった次の10月末までに地方農政局長等に報告するものとする。また、2に規定する改善計画の提出及び指導を行った場合には、指導内容についても併せて報告するものとする。

また、地方農政局長等は都道府県知事から報告のあった評価報告を取りまとめた上で、別紙様式第5号と併せて、報告を受けた年度の11月末までに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 3により都道府県知事から評価報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、都道府県知事を指導するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4により指導を行った場合は、都道府県知事に対して当該指導に対する報告を求め、毎年12月末までに農村振興局長に報告するものとする。

第10 特許権等の帰属

別表1の事項4の事業を実施する場合にあっては、本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、当該特許権等は事業実施主体に帰属することとなるが、事業実施主体（事業の一部を当該事業実施主体から受託する団体を含む。以下第10において同じ。）は、当該特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- 1 事業実施主体は、本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく都道府県を通じて地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるものとして、その理由を明らかにした上で当該特許権等は無償で利用する権利を求めた場合には、事業実施主体は当該権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるものとして、その理由を明らかにした上で、当該特許権等を第三者に対して利用させる権利を求めた場合には、事業実施主体は当該権利を第三者に許諾すること。

- 4 事業実施主体は、本交付金による事業の実施期間中及び当該事業の完了後5年間に於いて、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するとき（3に掲げる場合を除く。）は、事前に都道府県を通じて地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

- 5 特許法（昭和34年法律第121号）第76条の定めるところにより特許権の消滅が生じた際には、速やかに都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告すること。

第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる1から10までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた施策
- 2 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 3 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画または「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画に基づく施策
- 4 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策
- 5 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策
- 6 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた施策
- 7 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条に規定する特定有人国境離島地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）で実施される取組に関する施策
- 8 中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた施策
- 9 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の2第1項に定め

る農業経営発展計画に基づく施策

10 持続的な食料供給に取り組む食品等事業者の計画認定制度に関する施策

別表 1 事業内容等

事項	事業内容	事業実施主体	交付率及び助成額
1 新商品開発・販路開拓の実施	農林水産物等を活用した新商品開発・販路の開拓を推進するため、次の取組を実施する。 (1) 新商品開発 農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を実施する。 なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、事業実施期間中において3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。 (2) 販路開拓 ア 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を実施する。 イ 地域で生産された農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体	1 交付率は、1 / 2 以内とする。 2 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、事項1から3までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合であっても、500万円とする。 3 事項4の取組と併せ行う場合にあつては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。 4 事業と併せて行う設備・機器の導入に係る助成額の上限は、設備・機器の導入以外の助成額よりも低い額とする。
2 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組	農林水産物等の直売所の売り上げ向上に向け、次の取組を実施する。 (1) 直売所の運営体制強化及び経営改善を図るための検討会及び研修会の開催 (2) 農林水産物等を活用したインバウンド等需要向け新商品の開発及び消費者評価会の開催 (3) 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントの実施 (4) 効率的な集出荷システムを構築するための実証の実施		

3 多様な地域資源を新分野で活用する取組	地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、次の取組を実施する。 (1) 地域資源活用価値創出対策の実施に必要な経営戦略の策定 (2) 多様な事業主体と連携するための事業実施体制の構築 (3) ワークショップ等を通じたビジネスアイディアの創出 (4) 新事業・サービスの展開 等		
4 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進	地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、実用化の可能性がある研究開発成果の利用を促進するため、次の取組を実施する。 (1) 新技術等の導入実証 現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組 (2) 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立 商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組 (3) 新技術等を活用した新商品等の試験販売、販路開拓 新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム	1 交付率は、定額とする。 2 事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。 3 事項1から3までの取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。

別表 2 (地域資源活用・地域連携推進支援事業の配分基準)

評価項目及び配点基準	ポイント
① 事業実施地域における雇用機会の確保や交流人口の創出に資する取組であること ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。 ア 定量的な目標として、当該取組を実施するために2人以上の雇用の増加を定めていること イ 定量的な目標として、交流人口の増加に資する域外からの入込客数等の増加を定めていること	3 3
② 地域の課題を踏まえた取組を行うよう努めること ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。 ア 事業の実施により都道府県戦略の目標達成に寄与することが定量的に示されていること イ 事業の実施により市町村戦略の目標達成に寄与することが定量的に示されていること ウ ア及びイのほか、事業の実施により地域の経済や及び農業等にどのような好影響を与えるかについて、定量的な関係性が示されていること	2 2 1
③ 他の関連事業と連携している取組であること。 ・以下項目のうち該当するもの全てにポイントを加算する。 ア 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）を活用した事業者の取組 イ 前年度、地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源活用・地域連携サポート事業における地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業において、支援を受けて策定した経営改善戦略に則した取組であること ウ 前年度、地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源活用・地域連携サポート事業における地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業において、開催された人材育成研修会で習得した技術や知識を活かして実施される取組であること	3 3 2
④ 他の施策と連携している取組であること ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。 ア 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であること イ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される取組であること ウ 特定有人国境離島地域で実施される取組であること エ 以下のいずれかに基づいて実施する事業であること （ア）みどり法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画	1 1 1 1

(イ) みどり法第 39 条第 1 項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画 (ウ) みどり法第 16 条第 1 項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組となっている。 (エ) みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画 (オ) 「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和 7 年 10 月 30 日付け 7 農産第 3153 号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画	
オ 「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において、デジタル技術を活用して実施される取組であること	1
カ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている取組であること	1
キ 別表 1 の事項 2 の取組を実施する直売所が、取組を行う地域が所在する都道府県又は市町村が作成する「地産地消促進計画」に基づく取組であり、かつ事業実施年度から 5 年後に年間販売額が 1 億円以上となることを目標としており、実現可能性が十分であると認められる直売所であること	1
ク 別記 2－2 の第 2 の 1 の（2）地域資源活用・地域連携促進事業で実施されるビジネスコンテストにおいて、過去 4 年間に於いて最優秀賞、優秀賞、特別賞に選定された取組であること	1
ケ 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 22 条第 1 項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組であること	1
コ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 2 第 1 項に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業経営発展計画に位置付けられた取組であること	1
サ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）により認定を受けた、安定取引関係確立事業活動計画に位置付けられた取組であること	1

別紙様式第 1 号

		文書番号（任意記載）	
		提出年月日	令和 年 月 日
事業実施主体名			
代表者役職及び氏名			
提出先			
		事業開始年度	年度
事業実施計画 （地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業）			
	新商品開発・販路開拓の実施		
	直売所の売上向上に向けた多様な取組		
	多様な地域資源を新分野で活用する取組		
	多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進		
※ 該当する取組に「○」を記入すること。			
注 1 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。			
注 2 事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。			

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

--

- (注) 1 地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
2 事業が地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

--

- (注) 事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

(3) 事業の実施方針

① 販売を想定している事業者との連携調整

--

- (注) 販売を想定している事業者との事業実施前の連絡調整の内容を記載すること。

② 事業実施年度の実施方針

--

- (注) 活用を予定する民間資金及び人材確保に係る情報を含め、事業実施年度における当該事業の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。
(複数年度実施する場合にあっては、複数年分の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。)

③ 事業実施年度以降の実施方針

--

- (注) 事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(4) 事業実施主体の概要

① 名称

② 主たる事務所の所在地

③ 代表者名

④ 構成員数

⑤ 従業員数

⑥ 設立年月日

⑦ 構築するネットワークの概要（事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合には、以下の事項を記載すること。）

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要

ネットワークの姿	
----------	--

(注) 関係機関と役割分担、運営責任者や経理責任者など事業実施に必要な体制が分かるよう記載すること。特に、自治体や女性・若者の関与があれば明記すること。

(5) 事業実施場所

本事業において交付金の対象となる取組が行われる地域のうち、以下の事項について記載すること。

事業を実施する主な集落名	
集落内に存する公共施設の住所	

(注) 取組地域の範囲が分かる図面を参考資料として添付すること。

(6) 事業の成果目標

① 成果目標の概要

--

(注) 1 本事業着手に至る経緯を記載すること。
2 次項で設定する成果目標値の根拠とその達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。

②-1 申請時における事業実施主体の現況値、経営全体の付加価値額（経常利益、人件費及び減価償却費の合計）及び売上高に関する成果目標及びその推移

申請時における事業実施主体の現況値

経営における付加価値率 (付加価値額／売上高) × 100%	%
経常利益率 (経常利益／売上高) × 100%	%

成果目標及びその推移

(単位：千円、%)

成果目標		事業実施 前年度 (年)	事業実施年度 (年)		事業完了 年度の 翌年度 (年)	事業完了年度の 翌々年度 (目標年度 年)
			1 年目	2 年目		
付加価値額						
付加価値額 の増加率						
売上高						
売上高の 増加率						

(注) 1 前年度の経営実績がない事業実施主体は、申請時における事業実施主体の現況値に係る付加価値率と経常利益率、成果目標及びその推移における増加率の欄の記載は不要とする（斜線を付すこと。）が、目標年度に付加価値額及び売上高を計上する目標となっていること。
2 事業実施前年度と比較して、目標年度の付加価値額及び売上高が増加する目標となっていること。
3 事業実施期間が1年間の場合にあっては、2年目の欄への成果目標の記載は不要とする（斜線を付すこと。）。

②ー２ 創出する成果及びその推移

成果目標項目	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)		事業完了年度 の翌年度 (年)	事業完了年度 の翌々年度 (目標年度) (年)
		1 年目	2 年目		

(注) 別表 1 事項 4 の取組を実施する者が、付加価値額や売上高の増加を目標として設定できない場合に限り記載すること。

③ 事業実施主体が独自に設定する目標及びその推移

目標項目	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)		事業完了年度 の翌年度 (年)	事業完了年度 の翌々年度 (年)
		1 年目	2 年目		
雇用者数					
域外からの入 込客数等の増 加					

- (注) 1 設定しない目標項目は行ごと削除すること。
 2 「域外からの入込客数等の増加」の項目を設定する場合には、事業の実態に合わせて目標項目名を適宜修正すること。
 3 事業実施期間が 1 年間の場合にあっては、2 年目の欄への成果目標の記載は不要とする（斜線を付すこと。）

④ 事業成果・効果の検証方法

--

- (注) 1 ②の成果目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
 2 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

⑤ 目標年度までの事業活動

--

(7) 事業内容（共通事項）

① 事業実施内容及び実施時期

【1 年目】

実施時期	実施内容
第 1 四半期 (4 ～ 6 月)	
第 2 四半期 (7 ～ 9 月)	
第 3 四半期 (10 ～ 12 月)	
第 4 四半期 (1 ～ 3 月)	

(注) 当該年度に同じ取組を複数回実施する場合は、それぞれ内容を記載すること。

【2年目】

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

- (注) 1 事業期間が2年間の場合のみ記載すること。
2 当該年度に同じ取組を複数回実施する場合は、それぞれ内容を記載すること。

② 事業実施地域

事業実施地域について、次に掲げるアからセまでのうち、該当するもの全てに「○」を付すこと。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

ケ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

コ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

ス 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に

基づき指定された農業振興地域

セ 漁港及び漁場の整備法に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落

（８）別表 1 の事項 1 の事業内容 ※ 当該事項に係る取組を実施する場合に記載する。

① 開発する商品の状況

ア 開発する新商品名（仮称を含む。）及び概要

新商品名	概要

（注）試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載すること。また、どのような市場や消費者を販路に想定して取り組むかについても、概要欄に記載すること。

イ 開発する新商品に関する取組方針

（新商品名： ）	取組方針
仕入先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

（注）開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

② 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 （具体的に）						

（注） 1 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

2 対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

③ 新商品開発の実施

ア 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

イ 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

（注）開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

④ 販路開拓の実施

ア 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

イ 商談会等への出展

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の 作成・提供数

⑤ 主要原料取引計画及び売上計画

ア 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(トン)	(百万円)

- (注) 1 直近年度の作付面積、出荷量及び販売額を記載すること。
 2 農林漁業者等自らが商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る農林水産物等）について記載すること。

イ 主要原料取引計画の概要

主要原材料名 ()	事業実施年度 a (年)		事業完了年度の 翌年度 (年)	事業完了年度の 翌々年度 b (目標年度) (年)	b/a
	1 年目	2 年目			
原料使用量	(トン)	(トン)	(トン)	(トン)	%
うち契約取引数量					

- (注) 1 翌年度からの計画を、年度別に記載すること。
 2 農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る地域で生産された農林水産物等）について記載すること。
 3 複数の主要原材料がある場合は、表を追加して記載すること。
 4 事業実施期間が1年間の場合にあっては、2年目の欄への記載は不要とする（斜線を付すこと）。
 5 b/a の算定に当たっては、事業実施期間が1年間の場合には1年目の欄に記載されている値を a として算定すること。また、事業実施期間が2年間の場合には2年目の欄に記載されている値を a として算定すること。

ウ 売上計画の概要

製品名	販売先	事業実施年度 a (年)		事業完了年度の 翌年度 (年)	事業完了年度の 翌々年度 b (目標年度) (年)	b/a
		1 年目	2 年目			
		(円)	(円)	(円)	(円)	%
計						

- (注) 1 翌年度からの計画を、年度別に記載すること。
 2 事業実施期間が1年間の場合にあっては、2年目の記載は不要とする（斜線を付すこと）。
 3 b/a の算定に当たっては、事業実施期間が1年間の場合には1年目の欄に記載されている値を a として算定すること。また、事業実施期間が2年間の場合には2年目の欄に記載されている値を a として算定すること。

(9) 別表1の事項2の事業内容 ※ 当該事項に係る取組を実施する場合に記載する。

① 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化・経営改善を図るための検討会・研修会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

② 商品の開発

ア 開発する新商品名（仮称を含む。）及び概要

新商品名	概要

（注）試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載すること。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載すること。

イ 開発する新商品に関する取組方針

（新商品名： ）	取組方針
仕入先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

（注）開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

③ 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積 (ha)	出荷量 (ト)	販売額 (百万円)

（注）直近年度の作付面積、出荷量及び販売額を記載すること。

④ 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

（注）開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

⑤ 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

⑥ 観光事業者等と連携したツアー等の企画

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

⑦ イベント等の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

⑧ 集出荷システムの構築

実施時期	実施内容	実施場所	実施品目

(10) 別表 1 の事項 3 の事業内容 ※ 当該事項に係る取組を実施する場合に記載する。

① 開発する商品・サービスの内容

ア 開発する新事業・サービスの名称（仮称を含む。）及び概要

新事業・サービス名	概要

（注）どのような市場や消費者を販路に想定して取り組むか、また、活用する農林水産物及び地域資源について、概要欄に記載すること。

イ 開発する新事業・サービスに関する取組方針

（新商品名： ）	取組方針
活用する農林水産物及び地域資源	
仕入先の確保の状況	
開発過程における課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

（注）開発する新事業・サービスごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

② 連携を行う事業主体の概要

事業主体名	所在地	事業内容	具体的な 連携方針	作付面積	出荷量	販売額
				(ha)	(トン)	(百万円)

（注）連携を行う事業主体が農林漁業者の場合にあつては、直近年度の作付面積、出荷量及び販売額を記載すること。

③ 取組の企画検討・調査の内容

検討・調査の内容

④ 取組の概要

新事業・サービス名	取組概要及び取組方針

（注） 1 開発する事業、サービスごとに、取組概要及び取組方針を記載すること。

2 取組方針は、地域における課題、取組との関連性、事業の果たす役割等を踏まえて記載すること。

⑤ 新事業・サービスの開発に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 （具体的に）						

（注） 1 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

2 対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

⑥ 資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

⑦ 新事業・サービスの展開に向けた販路開拓の実施

ア 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供者数

イ 商談会等への出展

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の 作成・提供者数

(11) 別表1の事項4の事業内容 ※ 当該事項に係る取組を実施する場合に記載する。

① 連携体制

--

(注) 1 農林漁業者と試験研究機関、地方自治体、民間事業者等、研究開発成果の利用及び事業化に向けた関係者の連携体制について記載すること。

2 コンソーシアムの場合は構成員ごとの役割分担等を分かりやすく記載すること。

② 具体的な取組内容

ア 新技術等の導入実証			
	取組内容	事業量	備考
①			
②			
③			
イ 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立			
	取組内容	事業量	備考
①			
②			
③			
ウ 新商品等の試験販売、販路開拓			
	取組内容	事業量	備考
①			
②			
③			

(注) 事業量の欄は、取組に必要な面積、時間、分析件数、調査対象数、単価等、取組の規模がわかるように記載すること。

2 都道府県戦略及び市町村戦略との関連性 ※ 該当する項目にチェックすること。

- (1) 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進するための都道府県戦略又は市町村戦略に基づいて行う取組である。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) (1) で「該当する」をチェックした場合は、都道府県戦略又は市町村戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

(注) 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。なお、都道府県戦略及び市町村戦略の目標達成に寄与することが想定される場合にあっては、それを定量的に示すこと。

3 行政施策等との関連性等 ※ 該当する項目にチェックすること。

- (1) 都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (2) 特定有人国境離島地域で実施される取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (3) 認定された地域再生計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (4) みどり法またはみどりの食料システム戦略に基づく計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (5) 「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (6) 国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (7) 認定を受けた農業経営発展計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (8) 認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

- (9) 特定居住促進区域内において実施される取組か。

☐ 該当する ☐ 該当しない

4 事業費積算書

- (1) 経費の効率性

(注) 最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 事業計画とその経費の内訳 ※積算資料を添付すること。

取組内容と主な経費

【1年目】 (令和●年度)

(単位：千円)

区分	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
1. 新商品開発・ 販路開拓の実施	①＝②＋③＋④ 〔うち 設備・機器：〕	② 〔うち 設備・機器：〕	③	④	
2. 直売所の売り 上げ向上に向けた 多様な取組	①＝②＋③＋④ 〔うち 設備・機器：〕	② 〔うち 設備・機器：〕	③	④	
3. 多様な地域資 源を新分野で活 用する取組	①＝②＋③＋④ 〔うち 設備・機器：〕	② 〔うち 設備・機器：〕	③	④	
4. 多様な地域資 源を活用した研 究開発・成果利 用の促進	①＝②＋③＋④	②	③	④	

(注) 1 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を備考欄に必ず記載することとする。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業の一部を委託するときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

① 委託先が決定している場合は委託先名

② 委託する事業の内容及びそれに要する経費

4 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

5 区分欄の各項目については、事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。

6 本事業に、金融機関等からの融資や自治体の補助等がある場合は、備考欄に記載すること。

【2年目】（令和●年度）

（単位：千円）

※ 事業期間が2年間の場合のみ記載すること。

区分	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
1. 新商品開発・販路開拓の実施	①＝②＋③＋④ うち 設備・機器：	② うち 設備・機器：	③	④	
2. 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組	①＝②＋③＋④ うち 設備・機器：	② うち 設備・機器：	③	④	
3. 多様な地域資源を新分野で活用する取組	①＝②＋③＋④ うち 設備・機器：	② うち 設備・機器：	③	④	
4. 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進	①＝②＋③＋④	②	③	④	

5 添付資料

（1）事業実施主体の概要

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書、財務諸表等

エ 取組地域の範囲が分かる図面

※事業実施主体が市町村の場合、エは本事業に係る付加価値額及び売上高を把握することができかつ、成果目標に寄与する構成員に係る資料

（2）2の（1）、3の（1）から（9）までの項目において「該当する」のチェックをした場合は、該当する取組であることを確認できる資料

（3）「みどりチェック」チェックシート（別添1～6）

（4）専門家（公認会計士や中小企業診断士等）によって事業に係る収支計画の検証を行った場合は、それを示す資料

（5）その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック
(事業申請時)

チェック
(実績報告時)

☐☐

環境関係法令の遵守等

① みどりの食料システム戦略の理解

☐☐

② 関係法令の遵守

☐☐

③ 正しい知識に基づく作業安全に努める

適正な施肥

☐☐

④ 肥料の適正な保管

☐☐

⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

☐☐

⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討

☐☐

⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討

適正な防除・生物多様性への悪影響の防止

☐☐

⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討

☐☐

⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める

⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

☐☐

⑪ 農薬の適正な使用・保管

☐☐

⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存

エネルギーの節減

☐☐

⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

悪臭及び害虫の発生防止

☐☐

⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

☐☐

⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック
(事業申請時)

チェック
(実績報告時)

☐

☐

環境関係法令の遵守等

① みどりの食料システム戦略の理解

② 関係法令の遵守

③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践

④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している

⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める

⑥ ※和牛生産を行っている場合（該当しない □）
家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守

悪臭及び害虫の発生防止

⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □）
家畜排せつ物の管理基準の遵守

適正な施肥

⑨ ※飼料生産を行う場合（該当しない □）
肥料の適正な保管

⑩ ※飼料生産を行う場合（該当しない □）
肥料の使用状況等の記録・保存に努める

適正な防除

⑪ ※飼料生産を行う場合（該当しない □）
病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討

⑫ ※飼料生産を行う場合（該当しない □）
農薬の適正な使用・保管

⑬ ※飼料生産を行う場合（該当しない □）
農薬の使用状況等の記録・保存

エネルギーの節減

⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止

⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

⑯ ※特定事業場である場合（該当しない □）
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

「みどりチェック」 チェックシート（林業事業者向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック (事業申請時)	チェック (実績報告時)	環境関係法令の遵守等
☐	☐	① みどりの食料システム戦略の理解
☐	☐	② 関係法令の遵守
☐	☐	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
		適正な施肥
☐	☐	④ ※種苗生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管
☐	☐	⑤ ※種苗生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
		適正な防除
☐	☐	⑥ ※農薬を使用する場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管
☐	☐	⑦ ※農薬を使用する場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
☐	☐	⑧ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		悪臭及び害虫の発生防止
☐	☐	⑨ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
☐	☐	⑩ 廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	☐	⑪ 未利用材の有効活用を検討
		生物多様性への悪影響の防止
☐	☐	⑫ 生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

 上記について、確認しました → ☐

「みどりチェック」 チェックシート（漁業経営体向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書

チェック
(事業申請時)チェック
(実績報告時)☐☐

環境関係法令の遵守等

①

みどりの食料システム戦略の理解

②

関係法令の遵守

③

漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める

④

ライフジャケット着用の徹底等、正しい知識に基づく作業安全に努める

適正な施肥

⑤

※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない）□
肥料の適正な保管

⑥

※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない）□
肥料の使用状況等の記録・保存に努める

適正な防除

⑦

※養殖を行う場合（該当しない）□
水産用医薬品の適正な使用

エネルギーの節減

⑧

省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

悪臭及び害虫の発生防止

⑨

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

⑩

ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

⑪

※養殖を行う場合（該当しない）□
生餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討

生物多様性への悪影響の防止

⑫

※資源管理協定を締結している場合（該当しない）□
資源管理協定の遵守

⑬

※養殖を行う場合（該当しない）□
人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討

⑭

※漁場改善計画を策定している場合（該当しない）□
漁場改善計画の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

「みどりチェック」 チェックシート（食品関連事業者向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」（⑧は「と畜場である」）場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック
(事業申請時)

チェック
(実績報告時)

☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

環境関係法令の遵守等	
①	みどりの食料システム戦略の理解
②	関係法令の遵守
③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
⑧	※と畜場でない場合（と畜場である ☐ 食品ロスの削減に努める
⑨	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑩	資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
⑪	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑫	※特定事業場である場合（該当しない ☐ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書


 チェック
(事業申請時)

 チェック
(実績報告時)
☐☐

環境関係法令の遵守等

①

みどりの食料システム戦略の理解

②

関係法令の遵守

③

環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

④

正しい知識に基づく作業安全に努める

エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除

☐☐

⑤

省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める

☐☐

⑥

環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討

悪臭及び害虫の発生防止

☐☐

⑦

※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない）☐
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

☐☐

⑧

プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

☐☐

⑨

資源の再利用を検討

生物多様性への悪影響の防止

☐☐

⑩

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない）☐
生物多様性に配慮した事業実施に努める☐☐

⑪

※特定事業場である場合（該当しない）☐
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

令和●年度地域資源活用創出推進事業（創出支援型）のうち
地域資源活用・地域連携推進支援事業における特認団体認定申請書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

(注) 必要に応じて都道府県知事が指示した資料等を添付すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和●年度 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源
活用・地域連携推進支援事業の実施に係る協議について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け
3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 2－1 の第 5 の 2 及び 3 の規定に
基づき、下記の事項について協議します。

記

	協議資料
	都道府県計画について
	特認団体に係る認定について
	年度別事業実施計画について
	都道府県計画の変更若しくは中止又は廃止について

（注）該当する事項に「○」を記載すること。

都道府県計画

事業総括表

市町村名	事業実施主体名	事業名	事業内容	成果目標	新規・継続の区分	予算年度の事業費		1年目の事業費 (継続事業の場合のみ記載すること)				事業費の総額								完了予定 年月日	備考					
						交付対象経費 (円)				交付対象経費 (円)				交付対象経費 (円)				負担区分 (円)								
						事業費		交付金		事業費		交付金		事業費		交付金		事業費				交付金		都道府県費 市町村費	自己資金	
						うち 設備・機器費		うち 設備・機器費		うち 設備・機器費		うち 設備・機器費		うち 設備・機器費		うち 設備・機器費		うち 設備・機器費				うち 設備・機器費			うち借入金	

(都道府県名：)

※関係書類として、本要領別記 2－1 の第 4 の 2 の（1）の規定により提出された事業実施計画の写しを添付すること。
※特認団体の協議がある場合は、別紙様式第 2 号の特認団体認定協議書を添付すること
(注) 1 「事業名」の欄については、本要領別記 2－1 の別表 1 の事項 1 から 4 までは掲げる事業名を記載すること。
2 「事業内容」の欄については、事業内容を記入するほか、設備・機器を導入する場合には、導入する設備・機器の名称、規模等を記入すること。
3 「成果目標」の欄については、事業実施計画書に掲げる成果目標を記載すること。

別表

No.	事業実施主体名	地域要件	予算年度		1 年目 (継続事業の場合のみ記載すること)		総額		成果目標	事業実施計画に対する配分基準による配点				ポイント総計	備考
		取組を行う地域が、第4の1の(1)～(14)のうちいずれに該当するか記入する	事業費 (円)	交付金 (円)	事業費 (円)	交付金 (円)	事業費 (円)	交付金 (円)							
			うち 設備・機器 費	うち 設備・機器 費	うち 設備・機器 費	うち 設備・機器 費	うち 設備・機器 費	うち 設備・機器 費							
1														0	
2														0	
3														0	
4														0	
5														0	
6														0	
7														0	
8														0	
9														0	
10														0	
11														0	
12														0	
13														0	
14														0	
15														0	
16														0	
17														0	
18														0	
19														0	
20														0	
合計											0	0	0	0	0

(注) 1 「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、配分基準通知及び別表 2 に規定する配分基準における評価項目ごとのポイントを記載すること。

2 「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標を記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕
(農村振興局長 殿)

都道府県知事
(地方農政局長)
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

令和●年度 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源
活用・地域連携推進支援事業の実施に係る報告について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け
3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 2－1 の第 5 の 2 及び 3、第 8 の
3 並びに第 9 の 3 の規定に基づき、下記の事項について報告します。

記

都道府県知事が地方農政局長等に報告するもの

	報告資料
	事業実施報告書（年度別自己点検結果及び実績報告）について
	事業実施報告書（目標年度の達成状況に係る自己評価結果）について

地方農政局長等が農村振興局長に報告するもの

	報告資料
	都道府県計画の承認について
	年度別事業実施計画の承認について
	事業実施報告書（年度別自己点検結果及び実績報告）について
	事業実施報告書（目標年度の達成状況に係る自己評価結果）について

(注) 該当する事項に「○」を記載すること。

別紙様式第 6 号

文書番号(任意記載)	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

年度別事業実施計画（地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業）

事業名	事業実施期間	目標年度	事業実施主体	事業実施内容	交付額等（円）
1．新商品開発・販路 開拓の実施				令和○年度（実績）	（事業実績額）
2．直売所の売り上げ 向上に向けた多様 な取組					（交付実績額）
3．多様な地域資源を 新分野で活用する 取組					
4．多様な地域資源を 活用した研究開 発・成果利用の促進				令和○年度（計画）	（事業予定額）
					（交付予定額）

別紙様式第 7 号

令和○年度 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）
地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）
地域資源活用・地域連携推進支援事業に係る事業実施報告書及び評価結果報告書

都道府県名	
-------	--

1 報告対象

事業実施年度	事業実施主体名

2 年度別平均達成率及び総合所見

事業実施年度	年度別達成率	総合所見

（注）目標年度にあつては、表題の下線部を追加し、第 9 の 1 に基づき、課題、改善方法及び今後の方策を記載すること。

1 事業の概要

市区町村名	事業実施主体名	事業内容	総事業費（円）	経費の区分（円）				完了年月日
				交付金	都道府県費	市町村費	その他	

2 成果目標

成果目標	令和○年度 （事業実施前年度）（円）	令和○年度（目標年度） （事業完了の翌々年度）	
		目標額（参考）（円）	目標増加率（％）
経営全体の付加価値額			
経営全体の売上高			

3 成果目標に対する実績等

目標年度	経営全体の付加価値額			経営全体の売上高			事業の実施状況	事業実施主体の自己点検評価（及び自己評価）	都道府県における事業実施状況の点検結果（及び評価結果）	
	実績値		達成率（％）	実績値		達成率（％）				
	付加価値額（円）	付加価値額の増加率（％）		売上高（円）	売上高の増加率（％）					
令和○年度 （事業実施前年度）										
令和○年度 （事業実施年度） 1 年目								(点検結果) (課題) (改善方法)	(点検結果)	
令和○年度 （事業実施年度） 2 年目								(点検結果) (課題) (改善方法)	(点検結果)	
令和○年度 （事業完了の翌年度）								(点検結果) (課題) (改善方法)	(点検結果)	
令和○年度 （事業完了の翌々年度） （目標年度）								(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	評価	
									(評価結果)	

4 その他の目標

目標年度	雇用者数			域外からの入込客数		
	目標値（人）	実績値（人）	達成率（％）	目標値（人）	実績値（人）	達成率（％）
令和○年度 （事業実施前年度）						
令和○年度 （事業実施年度）1 年目						
令和○年度 （事業実施年度）2 年目						
令和○年度 （事業完了の翌年度）						
令和○年度 （事業完了の翌々年度） （目標年度）						

- （注） 1 達成率の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間、成果目標に対する実績値の比率を記載す
2 事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。
3 事業実施期間が1 年間の場合にあっては、記載事項のうち2 年目の欄については記載不要とする（斜線を付すこと。）
4 目標年度にあっては、「自己評価」及び「評価結果」を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
5 事業実施年度（初年度）から目標年度までにおける報告の際は、事業実施計画（別紙様式第 1 号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付すること。
6 都道府県における評価の欄には、目標年度の付加価値額及び売上高の平均達成率に応じてA～Dのいずれかを記載し、第 9 の 2 の規程に基づき対応すること。
A：達成率が100％以上、B：達成率が70％以上100％未満、C：達成率が50％以上70％未満、D：達成率が50％未満
7 その他の目標の欄には、事業実施計画に定めた成果目標以外に定めた目標について記載すること。

別紙様式第 8 号

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

令和●年度 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち
地域資源活用・地域連携推進支援事業に係る事業改善計画書

1 目標の達成状況

目標項目	目標値 (令和●年度)	達成状況 (令和●年度)

2 目標未達成の主な要因・理由

--

(注) 目標未達成の要因が気象災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

3 改善計画

【2の主な要因・分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記述。】